

学校法人都築育英学園 一般事業主行動計画

女性活躍推進法に基づき、学校法人都築育英学園において、女性が活躍できる境遇の整備を図り人材を育成するため、行動計画を次のとおり定める。

1 計画期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日（5年間）

2 内容

(1) 採用時における女性の割合

目標 1	採用する労働者に占める女性の割合を、50%程度とする。
------	-----------------------------

(2) 管理職における女性の割合

目標 2	管理職における女性の比率を30%以上とする。
------	------------------------

(3) 取組み内容

- ① 採用基準及びその運用方法の全般的な更なる見直し。
- ② 教育職並びに事務職の男女の人員構成の見直し。
- ③ 職務配置の適正性についての検証。